

# マル得ニュース KOBAYASHI

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉 4 丁目 30 番 8 号 小林会計事務所

## 究極の財産管理ツール「民事信託」

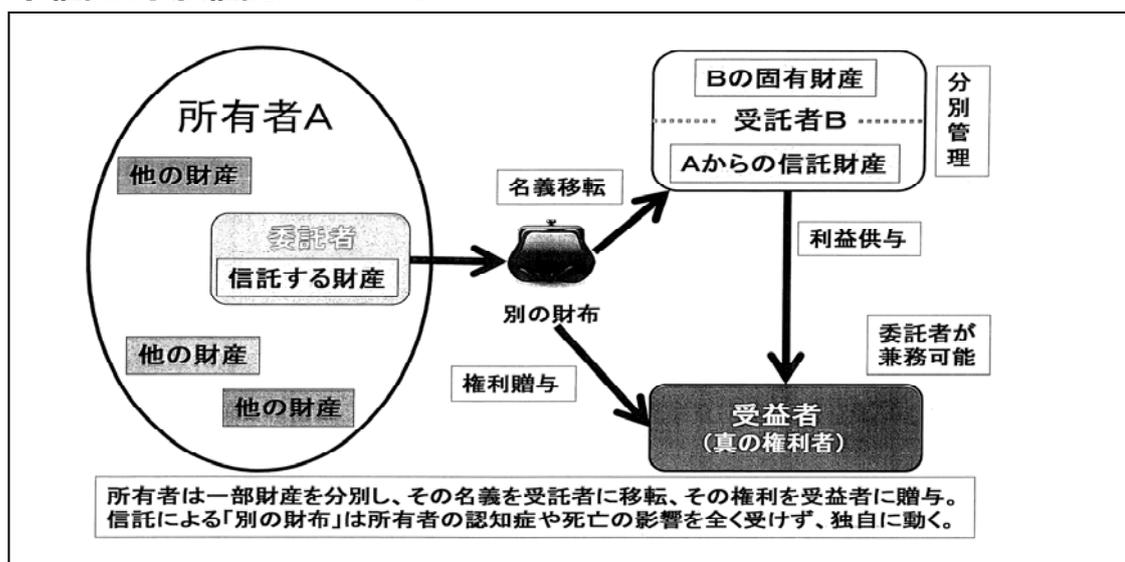
### 1. 民事信託とは？

- ・財産の所有者である「委託者（親）」がお元気な間に、その財産の「名義」だけを「受託者（子や法人）」に移転し、その権利（賃料等）については親が「受益者」として、そのまま受け取るようにするという、他にない契約形態で、これにより親が認知症になった後も変わらず適切な財産管理を継続することが可能となります。
- ・財産の承継方法について、民事信託契約を行うことによって、民法の法定相続制度とは関係なく自由に決定することができ、所有者の希望や地域の習慣に合わせた承継方法を実現することができます。

### 2. 民事信託について

- ・信託銀行や信託会社を使わず、全て家族の間で行うのが民事信託の特徴で、信託会社などに大きな手数料を支払う必要は生じません。
- ・民事信託は、相続税や贈与税に関しては信託しない場合と全く同様ですが、委託者から受託者への名義移転に関しては不動産取得税や譲渡所得税が課税されず、設定段階では、ほとんど税金がかかりません。（会社を作って不動産の所有権を移転する場合と比較すれば格段の差があります。）

### 3. 民事信託(家族信託)について



※ 民事信託を活用できるかどうか、チェックシートをご用意しましたのでぜひご活用下さい。

小林流月次決算で業績5%アップ！ TEL 028-660-8411 FAX 028-660-8455

URL <http://www.kobayashi-kaikai.jp> ご連絡ください (担当: 山口)

# 民事信託活用チェックシート

◎や○のある方は民事信託の導入をご検討ください。

判定	かなり該当する → ◎	一部は該当する → ○	ほぼ該当しない → △	該当しない → ×
----	----------------	----------------	----------------	--------------

番号	チェック項目	判定
1	不動産や自社株式など、相続で共有物になってしまうと、権利を行使するのに共有者全員の同意が必要となるような財産を少なからず保有している。	
2	親族の中には前配偶者との子、内縁の配偶者の子、行方不明、意思能力の減退・喪失した方、不仲等で連絡の取れない方がいる。	
3	会社経営や不動産等の資産運営をする上で、近い将来、自分が認知症や病気、けがで関与できなくなることに不安を感じるので、後継者に任せたい。(贈与税のかからない隠居を望んでいる)	
4	子どもや孫に身体・精神障がい者、引きこもり等自活が困難な方や浪費癖があり自分で財産を管理できない方がいるため、自分(親)が財産を管理できなくなったときや自分(親)に相続が発生した時のことを考えると不安になる。	
5	保有している財産は不動産と自社株式がメインであり、それらの評価額に比べると現金、預金は少ない。子の一人に相続させたいが、他の子供達に遺留分を一括請求されるのが不安。	
6	自分の相続の次の相続が心配。できれば娘の婿や息子の嫁の親族(婚姻)には財産が流れないようにしたい。	
7	自分の子どもへの相続した後の次の財産の承継は、特定の孫へ相続させたい。(できれば家督相続的な相続を望んでいる)	
8	親に「遺言書」を書くことを勧めているが、遺言 = 死のイメージが先行しており、承知してくれない。代替りの制度を探している。	
9	身寄りが居ないので、自分が亡くなった後の葬儀、法要、永代供養を誰かに安心して任せたい。	
10	将来、自分が老いたとき、大切にしているペットの飼育が心配だ。	
11	認知症になっても、子どもや孫におこづかいを暦年贈与したい。	
12	現在、親など財産の所有者の意思能力が減退・喪失してしまうことを心配している、その意思を恒久的に尊重したい。	
13	再婚を希望してるが、入籍すると財産が配偶者側に流れるため、子たちが反対している。	
14	同性のカップルなど、法的には入籍ができない立場にあるが、実際には夫婦と同様の生活をしているので、パートナーに対して法的な保護をしておいてあげたい。	
15	個人名義の不動産を会社が使用しているが、次世代になった時にも会社が確実に使用を継続できるようにしておきたい。	